

岩手県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営徳田第二地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成21年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m ²	m ²
紫波郡矢巾町西徳田2地割	16番3	田	田	247	195
〃	37番1	〃	〃	728	32
〃	43番1	〃	〃	932	251
〃	47番2	〃	〃	547	83
〃	75番1	〃	〃	900	161
紫波郡矢巾町西徳田3地割	20番	〃	〃	1,017	184
〃	22番	〃	〃	1,031	767
〃	24番3	〃	〃	415	253
〃	94番	〃	〃	1,052	178
〃	99番	〃	〃	1,065	189
紫波郡矢巾町西徳田7地割	96番1	〃	〃	456	191
紫波郡矢巾町西徳田8地割	173番	〃	〃	998	183
紫波郡矢巾町西徳田9地割	7番	〃	〃	748	133
〃	44番1	〃	〃	1,256	420
紫波郡矢巾町東徳田3地割	107番	〃	〃	109	18
〃	129番1	〃	〃	229	190
〃	148番	〃	〃	1,021	373
〃	177番	〃	〃	537	421
〃	197番1	〃	〃	933	123
〃	199番1	〃	〃	924	83
〃	208番1	〃	〃	919	164
〃	210番1	〃	〃	935	134
〃	220番1	〃	〃	920	82
〃	223番1	〃	〃	299	92
紫波郡矢巾町東徳田4地割	117番	〃	〃	112	49
〃	145番	〃	〃	1,007	436
紫波郡矢巾町東徳田5地割	3番2	〃	〃	775	238
〃	14番1	〃	〃	888	184
〃	18番1	〃	〃	892	296
〃	26番	〃	〃	842	244
〃	28番	〃	〃	1,035	621
〃	29番	〃	〃	1,028	312

〃	33番	〃	〃	1,041	92
〃	45番	〃	〃	1,045	186
〃	50番	〃	〃	1,032	185
〃	51番	〃	〃	1,037	85
〃	56番	〃	〃	1,062	826
〃	59番 1	〃	〃	300	13
〃	59番 2	〃	〃	735	195
〃	62番	〃	〃	1,059	134
〃	67番 1	〃	〃	513	23
〃	67番 2	〃	〃	545	71
〃	70番	〃	〃	1,063	141
〃	72番	〃	〃	1,048	94
〃	76番 2	〃	〃	614	486
〃	79番	〃	〃	1,004	156
〃	84番	〃	〃	1,033	515
〃	9番 1	〃	〃	687	282
〃	95番 2	〃	〃	516	446
〃	99番	〃	〃	1,043	192
〃	102番 1	〃	〃	491	159
〃	104番	〃	〃	1,036	391
紫波郡矢巾町東徳田 6 地割	27番	〃	〃	1,007	45
〃	42番 1	〃	〃	1,129	222
〃	44番 2	〃	〃	590	71
〃	48番	〃	〃	1,039	213
〃	73番 2	〃	〃	491	312
〃	75番	〃	〃	1,072	536
〃	110番	〃	〃	1,035	138
〃	128番	〃	〃	688	263
〃	138番	〃	〃	1,025	457
〃	142番	〃	〃	1,031	790
〃	152番 1	〃	〃	649	224